

和歌山県土地開発公社保有財産売却一般競争入札公告

和歌山県土地開発公社保有財産の売払いについて、下記のとおりK S I 官公庁オークションにおいて一般競争入札を実施しますので、買受希望者は、売払物件について調査確認（現地調査確認を含む。）をし、この入札公告、和歌山県土地開発公社ガイドライン及び和歌山県土地開発公社保有財産売買契約書の各条項を承知の上、あらかじめ入札参加の申込みを行い、所定の手続きに従い入札願います。なお、入札手続等について不明な点は、和歌山県土地開発公社事務局に照会願います。

令和5年9月1日

和歌山県土地開発公社 理事長 下 宏

1 一般競争入札により売り払う物件

区分 番号	所 在 ・ 地 番	地目	面積 (㎡)	予定価格(円)
1	岩出市紀泉台 96 番 24	宅地	228.00	4,670,000
2	岩出市紀泉台 96 番 28	宅地	204.33	3,630,000
3	紀の川市貴志川町長山 277 番 923	宅地	246.95	3,070,000

注 予定価格とは、あらかじめ和歌山県土地開発公社が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれか一つでも該当する方は、当該入札には参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 売り払い物件の使用目的（用途）が、風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗業、同条第5項に定める性風俗特殊営業の用途に使用しようとする者
- (4) 売り払い物件の使用目的（用途）が公序良俗に反するおそれがあると公社が認めた者
- (5) 次の各号に該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者、又はその者の代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者

- ア. 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ. 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ. ア～ウいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 和歌山県土地開発公社が定めるガイドライン（以下「公社ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるK S I官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (8) 保有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和5年9月19日（火）午後2時まで、あらかじめK S I官公庁オークション内のインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行ってください。

(2) 申込手続

一般競争入札の参加の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、令和5年9月19日（火）まで（郵送により申し込む場合は令和5年9月19日（火）までの消印があるものを有効とする。）に所定の申込書により和歌山県土地開発公社事務局に一般競争入札への参加を申し込んでください。

なお、その際は住民票（法人の場合は商業登記簿謄本並びに役員全員の氏名、生年月日及び住所の記載された任意の書類）及び印鑑登録証明書を添付してください。

また、申込みにあたっては入札保証金を納付していただく必要があります。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

ア 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

和歌山県土地開発公社事務局

イ 和歌山県土地開発公社ホームページ及びK S I官公庁オークション内の売却システム上。

(2) 期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月19日（火）までの平日の午前9時（受付開始初日は午後1時）から午後5時（最終日は午後2時）までとします。

5 入札参加申込書等、入札に参加する際に必要な資料及び公社ガイドラインを交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 現地説明

現地説明は令和5年9月5日（火）から令和5年9月7日（木）までの間で随時行いますので、応募者は事前に和歌山県土地開発公社にお問い合わせください。

7 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所

K S I 官公庁オークション内の売却システムより行ってください。

(2) 入札期間

令和5年10月3日（火）午後1時から令和5年10月10日（火）午後1時まで

(3) 開札日時

令和5年10月10日（火）午後1時以降

8 入札の方法

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録してください。

なお、この登録は1回に限り行うことができます。

(2) 郵送等による入札書の提出は、認めないこととさせていただきます。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、和歌山県土地開発公社が定めた指定された納付方法により納付していただきます。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができます。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還します。

(4) 入札保証金を返還する場合は、利息は付しません。

10 契約及び契約保証金に関する事項

(1) 原則として、落札者は令和5年10月17日（火）までに契約を締結するとともに、契約保証金を納付していただきます。

(2) 原則として、落札者が令和5年10月17日（火）までに契約を締結しないときは、入札保証金は公社に帰属します。

11 売払代金の納入

落札者は、当該契約締結の日から2週間以内に和歌山県土地開発公社が納付を確認できるよう売払代金を一括で納付して下さい。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は無効とします。

13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、和歌山県土地開発公社は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、K S I 官公庁オークション内の売却システムによる入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）

で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の KSI 官公庁オークション ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

14 売払物件の引渡し等

- (1) 売払物件の所有権は、11 の規定により落札者が売払代金の残金を完納したときに移転するものとします。
- (2) 当該売却物件の所有権の移転登記は、売払代金の残金完納後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権利移転のみをおこないます。
- (3) 落札者は、売払物件の所有権移転登記完了前に売払物件に対し地上権、質権、使用貸借による権利若しくは貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をし、又は当該物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはなりません。
- (4) 売払物件の所有権移転に要する登録免許税等の諸費用及び売買代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とします。
- (5) 落札者への売払物件の引渡しは、売払物件の所有権移転後、速やかに当該売払物件の所在する場所において現状のまま行います。

15 その他

この入札公告に記載されていない事項で必要なものは、和歌山県土地開発公社財務規程等の定めるところにより和歌山県土地開発公社理事長が決定します。